



鹿 総 第 1 6 1 号

令和 7 年 1 0 月 9 日

鹿嶋市監査委員 錦 織 修 一 様

鹿嶋市監査委員 池 田 芳 範 様

鹿嶋市長 田 口 伸



監査の結果に関する報告に基づく改善措置状況について

標記の件について、当該監査の結果に関する報告に基づき措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象監査名 令和6年度第2回定期監査
- 2 実施日 令和6年10月29日から令和6年11月5日まで
- 3 改善措置対象課 廃棄物対策課及び地籍調査課
- 4 講じた措置 別紙「令和6年度監査結果の改善措置状況」

令和6年度監査結果の改善措置状況

〈所管：経済振興部 地籍調査課〉

前回監査実施年月日	令和6年11月5日	対象部課名	経済振興部 地籍調査課
○ 監査結果 予定価格書が必要な金額の契約にも関わらず、予定価格書の作成が省略されている。			
○ 改善措置状況 長期継続契約終了後の1者随契による再借上げであったため、予定価格書が不要であるとの誤解がありました。 指摘以降は、今回のような1者随契に限らず全ての契約事務において、財務会計テキストにより必要な契約手続きを随時確認し、複数人によるチェックを行っております。			

令和6年度監査結果の改善措置状況

〈所管：市民生活部 廃棄物対策課〉

前回監査実施年月日	令和6年11月1日	対象部課名	市民生活部 廃棄物対策課
○ 監査結果 資源収集及び検収の業務委託において、仕様書上の年間実施日数が誤っており（誤：225日⇒正：221日）、見積金額の算出において過大な積算がされた恐れがある。			
○ 改善措置状況 本件につきましては、仕様書で指定した業務を要しない日（土曜日、日曜日、祝祭日、5月3日から5日の3日間、8月13から15日の3日間、12月31日から翌年1月4日の5日間、第5週にあたる日）のうち、祝祭日がある月の第5週目の取扱いについて業務日として積算してしまったことが原因であります。 指摘以降は、業務対象日となる積算資料を複数人で確認し、適正な執行に努めております。			